

まちのなかの緑—2



平成9年度に自然共生型地域づくり事業（環境庁補助事業）として整備が行われた葛飾区の荒川下流域での事例。

葛飾区の葛飾あらかわ水辺公園では、「生き物とふれあえる公園づくり」をテーマに整備を行っています。計画地を湿地・芝生・生物・水辺の4つのゾーンに分けて整備し、高水敷の一部にワンド（入り江）や湿地を新たに創出しています。ワンドでは、法面の勾配を変化させ、土壌からの水の流入や植生の発達に配慮しました。この場所は、生き物の生息の場・人と自然のふれあいの場として整備されます。また、野鳥が生息できるよう中州も設けられました。

◀ 生物ゾーン

●かつての荒川の姿を目指して

葛飾区では、「荒川将来像計画」の実践として、新小岩地域で自然復元事業に取り組んでいます。今回の事業でも、低水護岸が整備される前の荒川下流の河川敷にみられたワンドや湿地、溝（みお）などの復元を目指しています。

荒川と中川に挟まれた中堤に位置する当地では、首都高速道路の建設時に整備された河川敷に湿地ができ、ヨシやカヤツリグサ科の植物が繁茂し、水生食虫植物のイヌタヌキモやミズアオイ（絶滅危惧Ⅱ類）などもひっそりと息づいていました。今回の整備には環境を復元するだけでなく、現在みられる動植物の保全という目的もあります。また、近隣地で行われた堤防改修工事で撤去された表土を、整備地の植生が単調な部分へ移植したところ、都内では珍しくなったツルボ（ユリ科）やカントウタンボボ、シロバナタンボボなどが、発芽・開花しました。表土はたくさんの野草の種子が眠る宝箱だったのです。



ミズアオイ



湿地ゾーンでふ化したニホンアカガエル



カントウタンボボ

●河川敷における自然復元

大都市を流れる河川は、まちのなかの緑地としても位置づけられます。その場合の留意点として、河川に固有な生態系への配慮があげられます。

例えば、低水護岸が整備される前の河川敷には、入り江状の淀みや河跡池沼があり、その名残が残されている場合も少なくありません。こうした環境は、魚類の産卵・仔稚魚の生育環境として、あるいは洪水時の避難場所として重要な役割をもっています。

河川敷の池沼は、イトトンボ類などの止水性の生きものの生息空間にもなっており、飛び石状に生態的なネットワークを形成することが知られています。大都市圏に位置する河川下流部では、河川を通じて川上から自然や野生生物をまちに呼び込むことが可能です。



湿地ゾーン